

地域密着型通所介護 尾久の家 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セージコミュニケーションが開設する地域密着型通所介護 尾久の家(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「地域密着型通所介護従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、その他必要な援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 尾久の家
- 2 所在地 東京都荒川区東尾久 2-8-4 高梨ビル 1 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、各職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名(介護職員兼務 2名)
生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。
- 3 介護職員 3名
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務や、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- 4 機能訓練指導員 1名(非常勤 1名)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための

訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日；月曜日から日曜日
- 2 営業時間；午前8時30分から午後6時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目；サービス提供時間帯 午前10時00分から午後5時30分 定員10人

(指定地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
 - 一 日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
 - 二 排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること
 - 一 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
 - 二 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
 - 一 給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
 - 二 食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 アクティビティサービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 6 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 1 指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 1 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護計画を作成する
- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定地域密着型通所介護の提供記録の記載)

- 第10条 地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護について、介護保険法第42条の2第6項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を請求書に記載する。

(指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用として、指定地域密着型通所介護に通常要する時間を越えて指定地域密着型通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、ア

クティビティサービスにかかる諸経費等については、別紙に掲げる費用を徴収する。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定地域密着型通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により支払うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、荒川区とする。

(契約書の作成)

第13条 地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2 指定地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 地域密着型通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第19条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後2か月以内
二 繼続研修 年2回以上
2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社セージコミュニケーションと尾久の家の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 前項第2号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

地域密着型通所介護 向島の家 運営規程

(事業の目的)

第2条 株式会社セージコミュニケーションが開設する地域密着型通所介護 向島の家(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「地域密着型通所介護従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の地域密着型通所介護従事者は、要介護者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 向島の家
- 2 所在地 東京都墨田区東向島 4-20-5 ハイムU1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、各職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名以上（介護職員兼務）
生活相談員は、指定地域密着型通所介護の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。
- 3 介護職員 3名以上
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務や、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- 4 機能訓練指導員 1名以上（非常勤）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための

訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日
- 2 営業時間；午前8時30分から午後6時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- 1 単位目；サービス提供時間帯 午前10時00分から午後5時30分 定員10人

(指定地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
 - 一 日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
 - 二 排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること
 - 一 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
 - 二 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること
 - 一 給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
 - 二 食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 4 アクティビティサービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 6 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 1 指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 1 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった地域密着型通所介護計画を作成する
- 2 地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定地域密着型通所介護の提供記録の記載)

- 第10条 地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護について、介護保険法第42条の2第6項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を請求書に記載する。

(指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用として、指定地域密着型通所介護に通常要する時間を越えて指定地域密着型通所介護を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、ア

クティビティサービスにかかる諸経費等については、別紙に掲げる費用を徴収する。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定地域密着型通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により支払うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、墨田区とする。

(契約書の作成)

第13条 地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 地域密着型通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2 指定地域密着型通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 1 地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 地域密着型通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第19条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後2か月以内
二 繼続研修 年2回以上
2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社セージコミュニケーションと向島の家の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知す

る。

- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第2号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

別紙. 料金表

(1) 介護保険法に基づく適用サービスの利用者負担額

- ①摘要区分 地域密着型通所介護サービス 所要時間 7時間以上8時間未満の場合
- ②その他各種加算 地域通所介護入浴介助加算Ⅰ、地域通所介護送迎減算、地域通所介護処遇改善加算Ⅱ、その他加算等

ご利用料金の目安 (7-8 時間/ 1 日当たり。加算含まず) 2021/04/01 現在

要介護度	1	2	3	4	5
算定単位	753	890	1032	1172	1312
負担割合	1割	¥821	¥970	¥1,125	¥1,277

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
- ② 自主事業として行うサービス
- ③ 時間延長サービス 100円/時間

(3) その他の費用（全額自己負担）があります。

- ① 交通費 : 50円（通常の実施地域を越えて1kmにつき）
- ② 食 費 : 300円、夕食：500円（特別食は実費となります）
- ③ オムツ等 : 100円/枚
- ④ 行事代 : 実費
- ⑤ 洗 灌 : 100円/回
- ⑥ おやつ : 100円/回
- ⑦ その他通常必要と考えられるもので利用者の承諾を得た費用 : 実費